

# 令和8年度 個人市民税・個人県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

## お知らせ

### ●普通徴収について

令和7年度まで10期徴収でしたが、令和8年度から4期徴収に変わりました。納期は6月、8月、10月、翌年1月の年4回になります。

※国がデジタル化推進のため、全国標準システムの導入を法律で定めたことにより、米沢市でも全国標準となる税務システムを導入しました。これにより年間の納付回数がこれまでの10回から全国標準である4回になります。

### 給与事務担当者さまへ

- 「各種様式」は米沢市のホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご使用ください。インターネット環境がない等の理由でダウンロードできない場合は、税務課市民税担当へご連絡ください。

サイト内キーワード検索

特別徴収



- 税額の計算方法や控除額については特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)の裏面や、ホームページに掲載していますのでそちらをご覧ください。
- お問い合わせの際は、米沢市の指定番号(6桁)をお知らせください。
- 「給与支払報告書」「給与所得者異動届出書」は、ぜひ、eLTAXでご提出ください。

### 当初特別徴収税額の決定通知書について

- ◆ 当初に送付する通知書は、4月15日まで到着した「給与所得者異動届出書」に基づいて作成しております。退職された方が通知書に含まれている場合は、手続きが必要です。

- 1 異動届が未提出であれば、早急に提出してください。
- 2 4月15日以降に異動届が届いた場合は2期以降で変更通知書を送付します。

- ◆ 次の場合、当初に発送する特別徴収税額の通知書にその内容が反映されていない場合があります。処理されましたら、変更通知書を送付しますので御了承ください。

- 1 給与支払報告書を期限後に提出した。
- 2 申告期限後に確定申告または市県民税申告をした。
- 3 確定申告または市県民税申告後に修正申告をした。

問  
合  
わ  
せ  
先

米沢市 総務部税務課 市民税担当

住 所：〒992-8501 山形県米沢市金池5丁目2番25号

電 話：0238-22-5111 内線2320～2325

E-mail: zeimu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

山形県米沢市

市町村コード：062022

### eLTAXに関すること

eLTAXヘルプデスク

電話番号：0570-081459 (ハイシンコク)

利用開始の手続き・利用方法について

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

スマートフォンからもご覧いただけます。利用届出等の手続、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。



eLTAXホームページのよくある質問

<https://eltax.custhelp.com/>

ご利用に際してのご不明な点等は「よくあるご質問」をご覧ください。



eLTAX利用「動画コーナー」

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/movie/>

eLTAXを利用するための準備や給与支払報告書の作成方法を動画でご覧いただけます。



### 特別徴収義務者の通知内容に関すること

- ・ 給与支払報告書の提出・記入・受付
- ・ 給与所得者異動届出書の提出・記入・受付
- ・ 特別徴収税額通知書の内容
- ・ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届の提出・記入・受付

米沢市 総務部税務課 市民税担当

TEL：0238-22-5111 内線2322・2323

住所：〒992-8501

山形県米沢市金池5丁目2番25号

個人の税額や課税内容に関することは、個人情報のため、ご本人からお問い合わせください。

### 納入に関すること

- ・ 特別徴収税額の納入
- ・ 督促状
- ・ 特別徴収の過誤納金
- ・ 特別徴収の延滞金

米沢市 総務部納税課 管理担当

TEL：0238-22-5111 内線2401

住所：〒992-8501

山形県米沢市金池5丁目2番25号

## 目 次

### 1 特別徴収事務取扱について

- 1 個人市民税・個人県民税・森林環境税 P2
- 2 特別徴収税額の通知について
- 3 納入方法
- 4 納期限までに納入しなかった場合
- 5 納期の特例（年2回納入）について

### 2 特別徴収事務の手続きについて（事業者が米沢市へする手続き）

- 1 給与支払報告書の提出 P3
- 2 特別徴収切替届出書・給与所得者異動届出書の提出
- 3 退職所得に係る個人市民税・個人県民税 P4
- 4 特別徴収義務者の事業所名称等に変更があったとき
- 5 特別徴収税額通知の受け取り方法又はメールアドレスを変更したいとき
- 6 外国人を雇用する事業所の方へ

### 3 記入例

- 1 納入書 P5
- 2 特別徴収切替届出書(入社して普通徴収から特別徴収に変更する場合) P6
- 3 給与所得者異動届出書(退職等で本人納付の普通徴収になる場合) P7
- 4 給与所得者異動届出書(退職等で残りの税額を一括して納入する場合) P8
- 5 給与所得者異動届出書(転勤等で特別徴収義務者が変更になる場合) P9
- 6 退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入内訳書 P10

### ●様式について

- ・ 特別徴収切替届出書 P11
- ・ 給与所得者異動届出書 P12
- ・ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 P13
- ・ 退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入内訳書 P14
- ・ 指定通知書 P15

- ・ 納税管理人申告（承認申請）書
- ・ 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書
- ・ 特別徴収税額に係る納期の特例の要件を欠いた旨の届出書
- ・ 特別徴収税額通知受取方法変更届

👉米沢市ホームページからダウンロードできます。↓で検索後、各種届出様式へ

### 特別徴収でよくある問い合わせ

## 令和8年度 日程表

### ①異動届提出締切日・通知発送日・特徴開始可能月

異動届提出締切日 <b>必着</b>	通知発送日	特徴開始可能月
令和8年4月15日	令和8年5月15日	令和8年6月
令和8年6月15日	令和8年6月29日	令和8年7月
令和8年7月15日	令和8年7月30日	令和8年8月
※1 令和8年8月17日	令和8年8月28日	令和8年9月
令和8年9月15日	令和8年9月29日	令和8年10月
令和8年10月15日	令和8年10月29日	令和8年11月
令和8年11月16日	令和8年11月27日	令和8年12月
令和8年12月15日	令和8年12月25日	令和9年1月
令和9年1月15日	令和9年1月28日	令和9年2月
令和9年2月15日	令和9年2月25日	令和9年3月
令和9年3月15日	令和9年3月30日	—
令和9年4月15日	令和9年4月28日	—

- ・ 1～4月に退職した場合は一括徴収が義務付けられています。
- ・ 2月以降に受理した異動届について普通徴収から特別徴収への切替はできません。新年度分の異動届として受理します。特別徴収継続は可能です。

※1 ①の表の見方…特別徴収への切替

8/17まで異動届を提出した場合、9月分から特別徴収になり、通知は8/28に発送されます。

### ②特別徴収へ切替できる普通徴収の納期と異動届受理日

異動届受理日	特別徴収へ切替できる普通徴収の納期			
	1期	2期	3期	4期
※2 6月末日まで ※6/16～6/末	○ 口座振×	○	○	○
8月末日まで ※8/18～8/末	×	○ 口座振×	○	○
10月末日まで ※10/16～10/末	×	×	○ 口座振×	○
翌年1月末日まで ※1/16～1/末	×	×	×	○ 口座振×

- ・ 普通徴収の納期限を過ぎたものについては、特別徴収へ切り替えできません。
- ・ 月末が金融機関の休業日で、翌営業日が納期限になる場合でも、特別徴収へ切り替えができるのは、上記表のとおり、異動届受理日までになります。
- ・ ※の期間に受理した異動届については、口座振替の停止が間に合わないため、翌期からの切り替えになります。

※2 ②の表の見方…

6月末日までに受理した異動届は1期分から特別徴収に切り替えできます。ただし、6/16～6/末受理分については、口座振替のものについては切り替えができない為、1期は口座振替で2期から特別徴収へ切り替えします。

# 1 特別徴収事務取扱について

## 1 個人市民税・個人県民税・森林環境税

- 前年中（1～12月）の所得に課税される税金で、本年1月1日時点で住民登録がある市町村へ納めます。

**特別徴収** ... 特別徴収義務者（給与支払者）が、納税義務者（従業員等）の毎月の給与から個人市民税・個人県民税・森林環境税を徴収（6月～翌年5月）し、翌月10日まで納入する制度です。

**普通徴収** ... 納税義務者（個人）が、個人市民税・個人県民税・森林環境税を納付する制度です。米沢市は令和8年度から6月、8月、10月、翌年1月の4期徴収になりました。

## 2 特別徴収税額の通知について

- 「特別徴収税額の決定通知書」を受け取ったら、納税者（従業員等）には納税義務者用通知書を渡してください。退職・転勤により交付できない場合は、「給与所得者異動届出書」の提出と併せて返送してください。
- 税額は給与支払報告書のほか、確定申告書等の資料や調査により計算しており、年度途中で税額が変更する場合があります。その場合は変更通知書を送付します。
- 納税者に給与所得以外の所得があり、それについて普通徴収（本人が納付）を希望する申告書を提出している場合は、その所得については普通徴収になります。
- 事務処理上、指定番号が変わる場合がありますので、ご了承ください。

## 3 納入方法

- 納入書** ... 当初に1年間分の納付書（12枚+予備2枚）を送付しています。
- 納入期限** ... 徴収した翌月の10日です。10日が土日・祝日の場合はその翌日になります。
- 納入金額** ... 当初の金額を印字してあります。年度途中で税額に変更があった場合でも、ペーパーレスの観点から、変更後の金額で納入書を送付しませんので、修正して使用してください。 **→P6参照**
- 納入できる金融機関等** ... 荘内銀行・山形銀行・東邦銀行・きらやか銀行・米沢信用金庫・山形第一信用組合・東北労働金庫・山形おきたま農業協同組合・ゆうちょ銀行・郵便局（東北6県内）
  - ☞の金融機関以外で納入される場合、取り扱いできるか確認してください。手数料がかかる場合もあります。
  - 米沢市役所 2階 納税課の窓口でも納入できます。
  - 東北6県以外の郵便局（ゆうちょ銀行）で納入するときは、「指定通知書」が必要です。 **→P15参照**
- 電子納税** ... eLTAXの地方税共通納税システムを利用し、電子納税ができます。

詳細は→ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

※当市では特別徴収の口座振替は行っておりません。



## 4 納期限までに納入しなかった場合

- 納期限までに完納されない場合は、督促状を発送し、督促手数料（100円）が加算されます。さらに、完納日までの日数に応じて、納入すべき税額に対し、延滞金も合わせて納入することになります。

- 延滞金の割合

納期限の翌日から1カ月までの期間	年7.3%	令和8年1月1日～12月31日までは年2.8%
それ以降の期間	年14.6%	令和8年1月1日～12月31日までは年9.1%

## 5 納期の特例（年2回納入）について

- 条件** ... 常時10人未満の従業員（パート・アルバイトを含む。）を雇用している特別徴収義務者である。
- 手続** ... 「市民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出してください。
  - ※納期特例の承認後に従業員が10人以上になった場合は「要件を欠いた旨の届出書」を提出する必要があります。
  - ※市税の滞納や著しい納付の遅延がある場合は、納期の特例が受けられないことがあります。また、承認を受けた後でも取り消す場合があります。

納期限	6月分～11月分	1回目	12月10日	10日が土日・祝日の場合は翌営業日が納期限
	12月分～翌年5月分	2回目	翌年6月10日	

- 徴収** ... 従業員からは毎月給与支払いのときに徴収してください。納期の特例を受けた場合でも退職等の異動があればその都度異動届出書を提出してください。
- 提出** ... 提出方法・・・郵送または持参  
提出先・・・米沢市総務部 税務課 または 納税課
- 様式** ... 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書  
特別徴収税額に係る納期の特例の要件を欠いた旨の届出書

☞の様式は米沢市のホームページからダウンロードできます。

2 特別徴収事務の手続きについて（事業者が米沢市へする手続き）

1 給与支払報告書の提出・・・1月末日まで

- 給与所得について所得税を源泉徴収する義務のある事業所は、前年中に給与の支払いをした従業員等の「給与支払報告書」を提出してください。

① 給与支払報告書について

対象	前年1月1日から12月31日の1年間に、給与の支払いを受けた方で、本年1月1日時点で米沢市に住民票のある方
提出期限	給与を支払った年の翌年1月末日
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与支払報告書(総括表)</li> <li>給与支払報告書(個人別明細書)</li> </ul> <p>※給与支払報告書(個人別明細書)の提出枚数は1人につき1枚です。</p>
提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出方法・・・eLTAX、郵送または持参</li> <li>提出先・・・米沢市役所 税務課</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>当市では特別徴収を1事業所のみで実施しています。</li> <li>徴収区分の判断がつかない場合は特別徴収として取り扱います。</li> <li>退職の場合は、退職時の住所地の市町村に提出してください。</li> <li>2事業所以上から特別徴収で提出があった場合、前年度特別徴収をしていた給与支払者であることなどを判断し、特別徴収義務者の決定をさせていただきます。</li> </ul>

2 特別徴収切替届出書・給与所得者異動届出書の提出 ※提出についての日程表はP1参照

- 従業員の中途入社や退職等異動があった場合、事由が発生した翌月10日まで提出してください。非課税の場合も提出が必要です。

誰が	異動事由	内容	提出する書類	
従業員	年度途中の入社	特別徴収に切替	特別徴収切替届出書	→P6参照
従業員	退職・休職	普通徴収に切替 又は一括徴収にする	給与所得者異動届出書	→P7・8参照
従業員	死亡	普通徴収に切替	給与所得者異動届出書	
従業員	出国	一括徴収にする又は納税管理人を選定し普通徴収に切替	給与所得者異動届出書 納税管理人申告(承認申請)書	→次ページ「6 外国人を雇用する事業所の方へ」をご覧ください。
従業員	転勤	特別徴収を継続	給与所得者異動届出書	→P9参照
会社	解散・廃業・倒産	普通徴収に切替 又は一括徴収にする	給与所得者異動届出書	
会社	合併	特別徴収を継続	給与所得者異動届出書	

提出の注意点

前年度の個人市民税・個人県民税・森林環境税の課税市町村と新年度の給与支払報告書の提出先が異なる場合は、両方の市町村に給与所得者異動届出書を提出してください。

普通徴収者分仕切紙

【個人納付】  
② 普通徴収  
(・退職(予定)者 ※退職)

普通徴収分の給与支払報告書

特別徴収分の給与支払報告書

給与支払報告書は、令和  
輪ゴムでまとめて提出して

② 令和9年1月以降に提出する給与支払報告書について

令和7年中に提出された給与支払報告書の枚数が30枚以上の特別徴収義務者は、eLTAX又は光ディスクでの提出をお願いいたします。

※令和6年度税制改正により、前々年に税務署に提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が30枚以上ある場合は、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

特別徴収→普通徴収	<ol style="list-style-type: none"> <li>異動届出書の提出が遅れた場合、退職者等の分が特別徴収義務者の滞納額になることや、事務処理の遅れにより納税義務者に一度に多額の納付が発生するなどトラブルの原因となりますので、速やかに提出してください。</li> <li>給与支払報告書を提出した人が、本年4月1日現在において給与の支払いを受けなくなった場合、本年の4月15日(15日が土日、祝日の場合はその直後の平日)までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。期限を過ぎると当初(5月中旬)の決定通知書に反映できません。</li> <li>従業員の方が退職し、出国される場合は一括徴収を積極的に御利用ください。また、一括徴収や出国前の納付が困難な場合、納税管理人の設定の手続きが必要になりますので従業員の方に御案内ください。</li> </ol>
普通徴収→特別徴収	<ol style="list-style-type: none"> <li>普通徴収(本人納付)との二重納付とならないよう従業員と十分調整してください。特別徴収に切り替えた場合、普通徴収の納付書は、特別徴収税額の変更通知書で切り替わったことを確認してから破棄してください。</li> <li>特別徴収の開始月は、届出書が提出締切日(15日が土日、祝日の場合はその直後の平日)までに受理した分は翌月から、16日以降に受理した分は翌々月からとなります。</li> <li>普通徴収の納期限を過ぎたものについては、特別徴収へ切り替えできません。</li> <li>普通徴収の納期の関係上、令和8年2月以降に受理した異動届については特別徴収に切り替えできません。特徴切替異動届最終締切日・・・1月末日</li> <li>特別徴収切替届出書を提出していただいた場合でも、前勤務先から異動届出書が未提出の場合、特別徴収へ変更することができません。前勤務先へは、納税義務者ご本人より、異動届出書の提出が必要なことを連絡してください。</li> <li>65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収にすることはできません。年金所得に係る個人市民税・個人県民税・森林環境税については別に通知が送付されます。</li> </ol>
特別徴収継続	転勤についてはさかのぼっての切替が可能です。

- 提出・・・ 提出方法・・・eLTAX、郵送または持参  
提出先・・・米沢市総務部 税務課

### 3 退職所得に係る個人市民税・個人県民税

- 退職所得に係る個人市民税・個人県民税は、他の所得と分離して税額を計算し、退職手当等から差し引いて、退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月1日時点で住民登録していた市町村に納入します。

#### ① 税額の算出

退職所得の金額		税率	税額
退職手当等の金額	-	×6%	= 市民税額
退職所得控除額 ※1	)	×4%	= 県民税額
× 1/2			
(千円未満切捨)		(百円未満切捨)	

#### ※1 退職所得控除額の算出

勤続年数 1年未満端数切上	退職所得控除額	
20年以下	40万円×勤続年数(80万に満たない場合は80万円)	障害者になったことにより退職した場合は100万円加算
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)	

※2 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については適用なし。勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分は適用なし。

#### ② 事務手続き

- 退職者が事業所に退職所得申告書を提出する。
- 1 退職手当等の支払いを受ける人が法人役員等の場合…市町村に特別徴収票を提出する。
- 2-2 退職手当等の支払いを受ける人が法人役員等以外の場合…市町村に「退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入内訳書」又は「特別徴収票」を提出する。
- 3 徴収した月の翌月10日までに納入申告書を提出、納入する。  
※納付書の裏面納入申告書を必ずご記入ください。 →P6参照

※「退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入内訳書」についてお願い →P10参照

課税事務を正確に行うため、納入前に「退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入内訳書」の提出をお願いします。なお、特別徴収票を提出していただいている場合や納入内訳書に替わる独自の様式等で提出していただける場合は、提出不要です。納入前に提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

### 4 特別徴収義務者の事業所名称等に変更があったとき

- 事業所名称や所在地、書類の送付先を変更したときや合併したときは「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

※個人市民税・個人県民税・森林環境税以外の税目について変更する場合は、別途届出が必要な場合があります。

### 5 特別徴収税額通知の受け取り方法又はメールアドレスを変更したいとき

- eLTAXで給与支払報告書提出時に指定した「税額通知受取方法」「メールアドレス」を変更する場合、変更届を提出する必要があります。eLTAXで再度提出される場合は、変更後のメールアドレス及び受取方法を設定し、給与支払報告書を「訂正」の提出区分にして送信してください。
- 本年度の給与支払報告書をeLTAXで提出されていない場合は、電子正本への年度途中での変更はできません。
- 当初特別徴収税額通知の受取方法を変更する場合、変更届を4月15日までに提出してください。4月16日以降に提出された分についても対応しますが、当初の変更に間に合わない場合があります。
- 翌年度以降の税額通知の受取方法を変更する場合は、翌年度の給与支払報告書を提出する際に希望する受取方法を選択してください。
- 様式  
… 特別徴収税額通知受取方法変更届

👉の様式は米沢市のホームページからダウンロードできます。

### 6 外国人を雇用する事業所の方へ

- 国外転出時の個人市民税・個人県民税・森林環境税について  
…個人市民税・個人県民税・森林環境税は、1月1日米沢市に住所のある人が前年に得た所得に対してかかる税金です。年の途中で国外転出する場合でも、納税の義務はなくなりません。
- 国外転出する場合  
○ 6月から12月までの方  
… 現年度分の未徴収税額を可能な限り、最後の給与支給時に一括徴収していただくようお願いします。一括徴収できない場合は、従業員に対し「納税管理人申告(承認申請)書」を提出していただくようお願いをお願いします。
- 1月から5月までの方  
… 現年度分の未徴収税額を必ず最後の給与支給時に一括徴収してください。地方税法第321条の5第2項により一括徴収が義務付けられています。  
※1月1日に米沢市に住所のある方は、新年度分についても課税されるため、納税管理人の届出が必要です。納税管理人は国外転出前に本人から税額を預かり、新年度の通知(6月中旬以降)が届いたら納付書で納めてください。
- 納税管理人について  
… 納税管理人は、納税義務者に代わり、納税に関する一切の手続きを本人に代わって行うことができます。納税通知書、納付書などの書類は、納税管理人宛に送付され、納税等の手続きをしていただくこととなります。個人、法人どちらでも納税管理人として設定することができます。

- 様式  
… 納税管理人申告(承認申請)書

👉の様式は米沢市のホームページからダウンロードできます。

### 3 記入例

#### 1 納入書 表面

山形県米沢市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 (公) 森林環境税			ID
市区町村コード	口座番号	加入者名	
0 6 2 0 2 2	02410-5-960031	米沢市会計管理者	
年 月分	指定番号	納入金額(1) 円	
X X 0 6	9 9 9 9 9 9	<del>975,000</del>	
納入金額が、右の納入金額(1)欄の金額と同じ場合は、納入金額(2)欄の『給与分』欄と『合計額』欄に同じ金額を記入してください。 納入金額が、異なる場合は(1)欄の金額を二重線で抹消し、上段に異なる金額を記入してください。同時に(2)の欄『給与分+合計額』欄に異なる金額を記入してください。	給与分 一括徴収分を含む	十 万 千 百 十 円	8 8 6 0 0 0
	退職所得分		7 3 5 0 0 0
	延滞金		
	督促手数料		
	(2) 合計額		9 5 9 5 0 0
納期限			
取りまとめ先 仙台貯金事務センター (〒980-8794)			
領収日付印	米 沢 特 徴	住所又は 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1 氏名又は 株式会社 〇〇商事 名 称	
上記のとおり通知します。(受付店→山形銀行米沢支店(取りまとめ店)→米沢市(米沢市保管))			

#### 納入書の注意事項

- OCR (光学文字読取装置) により数字を読み取ります。
- 用紙を折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- 黒のボールペン又はペンで記入してください。
- ¥記号は記入しないでください。
- 数字は枠からはみ出ないように記入してください。
- 誤った金額を記入してしまった場合は、予備の納入書を使用してください。

納入金額に変更が生じた場合、2本線で抹消 (訂正印は不要)

給与からの徴収税額 (退職等による一括徴収分がある場合は月割額との合計額)

退職所得に係る徴収税額

※納入済通知書裏面の納入申告書も必ず記入

※納入金額(1)に変更がない場合も必ず記入

納入金額の合計額

#### 裏面

退職所得分がある場合は裏面も記入

山形県米沢市 個人市民税 個人県民税		納入申告書	
米 沢 市 長 宛			
X 年 X 月 X 日	提出	X 年 6 月分	人員 1 人
退職手当等支払金額		十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	6 6 7 0 7 5 5
特別徴収税額	市民税		4 4 1 0 0
	県民税		2 9 4 0 0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者)		(受付印)	
住所又は	〒 〇〇〇-〇〇〇〇		
所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-1-1		
氏名又は	株式会社 〇〇商事		
名 称			
法人番号又は			
個人番号			

網掛け部分記入

- 記入例は「納入済通知書」ですが、「領収証書」「納入書」も同様に記入してください。
- 名称や住所に変更があった場合もそのまま使用できます。

#### ~納入書について~

納入書は当初、1年分を送付しています。年度途中で税額に変更があった場合でも、ペーパーレスの観点から、変更後の金額で納入書を送付しませんので、修正して使用してください。

#### 納税は電子納税が便利です!

自宅や職場のパソコンから電子納税できます。

詳細 → <https://www.eltax.lta.go.jp/>



#### 3-1 記入例

## 2 特別徴収切替届出書（入社して普通徴収から特別徴収に変更する場合）

特別徴収税額通知書に記載されている指定番号を記載します。市町村ごとに異なります。

特別徴収切替届出(依頼)書		
<p>●お願い</p> <p>普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができませんので、必ず従業員自身で納付するようお伝えください。</p> <p>令和 <input type="text" value="×"/> 年 <input type="text" value="×"/> 月 <input type="text" value="×"/> 日提出</p>	特別徴収義務者指定番号 950000	
	住所(居所)又は所在地 郵便番号 992-0012 米沢市金池5丁目2番25号 フリガナ カブシキガイシャカナイケショウテン	連絡先 所属 給与担当
	氏名又は名称 株式会社 金池商店	氏名 山田一子
	法人番号 ////////////////	電話 0238-22-5111
	代表者名 金池 太郎	

下記の者について、 月分(  月  日 納期限分) より特別徴収を希望します。

給与所得者	現住所	郵便番号 992-0045 米沢市中央〇丁目〇番〇号	普通徴収	年税額	120,000 円
	フリガナ	ウエスギハナコ		納付済額	36,000 円
	氏名	上杉 花子	納付済期	<input type="text" value="1"/> 期分まで	
	住所(1月1日)	米沢市中央〇丁目〇番〇号	納税通知書番号		
	生年月日	昭和60年2月1日	受給者番号	異動年月日	<input type="text" value="×"/> 年 <input type="text" value="8"/> 月 <input type="text" value="1"/> 日

社員番号等、税額通知書に記載を希望する場合に記入してください。税額通知の受取方法が電子の場合は、必須となります。

普通徴収の税額通知は毎年6月15日頃に送付します。通知が届く前に届出書を提出される場合は、空欄で構いません。

### 注意事項

- 特別徴収に切り替える税額を、二重で納付されることのないよう御注意ください。
- 特別徴収の開始月は、届出書が提出締切日（毎月15日 ※1）までに受理した分は翌月から、16日以降に受理した分は翌々月からとなります。※1…15日が土日、祝日の場合はその直後の平日
- 前職の事業所で退職の手続きが完了されていない場合、切替届出書の処理が保留になる場合があります。切り替えができるようになりましたら、通知を送付します。
- 納税義務者用通知を電子で受け取る場合、受給者番号の記載が必須となります。

### 特別徴収へ切替できる普通徴収の納期と異動届受理日

異動届受理日	特別徴収へ切替できる普通徴収の納期			
	1期	2期	3期	4期
6月末日まで ※6/16～6/末	○ □振×	○	○	○
8月末日まで ※8/18～8/末	×	○ □振×	○	○
10月末日まで ※10/16～10/末	×	×	○ □振×	○
翌年1月末日まで ※1/16～1/末	×	×	×	○ □振×

### 3 給与所得者異動届出書（退職等で本人納付の普通徴収になる場合）

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書			年度	1.現年度	2.新年度	3.両年度
米沢市長宛 令和 ×年 ×月 ×日提出		所在地 〒992-0012 米沢市金池5丁目2番25号	特別徴収義務者 指定番号 950000		宛名番号 180000			
フリガナ カナイケショウテン		氏名又は名称 株式会社 金池商店		担連絡者先 氏名 山田一子		電話 0238-22-5111 (内線 2323)		
個人番号 又は法人番号 //////////		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法 (注)
フリガナ ウミノ イチロウ	氏名 海野 一郎	120,000	6月から 9月まで	10月から 5月まで	令和×年 9月 29日	1. 退職 2. 転職・長 3. 休職・欠 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他		3 1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人納付)
生年月日 平成12年4月1日	個人番号 2222222222							
受給者番号	1月1日 現在の住所 〇〇市〇町1丁目1-1		40,000	80,000				
異動後の 住所	※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。							

  

1. 特別徴収継続の場合		※退職者についても、翌年度分の給与支払報告書の提出をお願いします。	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を	月分(翌月10日納入期限分)から
所在地	フリガナ	入するよう連絡済みです。	
氏名又は名称	担連絡先 氏名 電話	番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
	内線 ( )		<input type="checkbox"/> 1.必要 2.不要

  

2. 一括徴収の場合		※1月1日から4月30日までの間に退職した従業員の未徴収税額は、一括徴収することが義務付けられています。	
理由	1.異動が令和 ×年1月1日 2.異動が ×年1月1日	徴収予定月日	年 月 日

  

3. 普通徴収の場合		理由	
理由	1.異動が令和 ×年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. ×年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3.死亡による退職であるため	連絡事項等	

特別徴収税額通知書に記載されている指定番号を記載します。市町村ごとに異なります。

異動者の税額を何月から何月まで徴収したかを記入し、その徴収済額を記入してください。

(ア)の年税額から(イ)の徴収済額を差し引いた額を記入してください。

「3 普通徴収」  
後日未徴収税額分の納税通知書をご本人宛に送付します。

●お願い  
異動届出書の提出が遅れた場合、退職者等の分が特別徴収義務者の滞納額になることや、事務処理の遅れにより納税義務者に一度に多額の市県民税の納付が発生するなど、トラブルの原因となりますので、速やかに提出してください。

●普通徴収について  
令和7年度まで10期徴収でしたが、令和8年度から4期徴収に変わりました。納期は6月、8月、10月、翌年1月の年4回になります。  
※国がデジタル化推進のため、全国標準システムの導入を法律で定めたことにより、米沢市でも全国標準となる税務システムを導入しました。これにより年間の納付回数がかこれまでの10回から全国標準である4回になります。

## 4 給与所得者異動届出書（退職等で残りの税額を一括して納入する場合）

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書			年度	1.現年度	2.新年度
米沢市長宛 令和 ×年 ×月 ×日提出		所在地 〒992-0012 米沢市金池5丁目2番25号	特別徴収義務者 指定番号 950000	宛名番号 180000			
フリガナ ウミノ イチロウ		フリガナ カナイケショウテン	所属 給与担当	氏名 山田一子			
氏名又は名称 株式会社 金池商店		個人番号 又は法人番号 //////////	担連絡者先 氏名 山田一子	電話 0238-22-5111			(内線 2323)
フリガナ ウミノ イチロウ	氏名 海野 一郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000	(イ) 徴収済額 6月から 10月まで 50,000	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 11月から 5月まで 70,000	異動年月日 令和×年 10月 31日	異動の事由 1. 退職 2. 転職 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 [ ]	異動後の未徴収 税額の徴収方法 (注) 2 1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人納付)
生年月日 平成12年4月1日	個人番号 222222222222						
受給者番号	1月1日現在の住所 〇〇市〇町1丁目1-1						
異動後の住所	※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。						
※退職者についても、翌年度分の給与支払報告書の提出をお願いします。							
1. 特別徴収継続の場合							
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	一括徴収分を納入する月の前月までを徴収 済月とし、徴収済額を記入してください。			新しい勤務先へは、月割額		
	所在地				月分(翌月10日納入期限分)		
	フリガナ				、納入するよう連絡済みです。		
	氏名又は名称	担当者 連絡先	氏名	電話	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1.必要 2. 不要
2. 一括徴収の場合 ※1月1日から4月30日までの間に退職した従業員の未徴収税額は、一括徴収することが義務付けられています。							
理由	1.異動が令和×年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2.異動が×年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 ×年 11月 31日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 70,000	左記の一括徴収した税額は、 11月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。		
3. 普通徴収の場合							
理由	1.異動が令和×年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2.×年5月31日までで、一括徴収の申出があったため 3.死亡による退職であるため	該当する番号を記入してください。			●一括徴収のお願い 1～4月に退職した場合、一括徴収が義務付けられています。また、国外へ転出する場合は、最後の給与支給時に一括徴収していただくようご協力をお願いします。		
(注) 新年度分又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法 ① 新年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄は記載せずに、「1.特別徴収」欄に必要事項を記載してください。普通徴収されることを希望する場合、本欄及び各徴収方法は記載不要です。 ② 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄は異動年月日時点で現に特別徴収している特別徴収税額について記載してください。 ③ 両年度分の異動届出書を出す場合における、現年度分及び新年度分それぞれの異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。 (現年度分) 本欄で選択した徴収方法。 (新年度分) 「1. 特別徴収継続の場合」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。							

特別徴収税額通知書に記載されている指定番号を記載します。市町村ごとに異なります。

一括徴収分を納入する月の前月までを徴収済月とし、徴収済額を記入してください。

(ア)の年税額から(イ)の徴収済額を差し引いた額を記入してください。

「2 一括徴収」一括徴収する税額を何月分で納入するかを記入してください。

●一括徴収のお願い  
1～4月に退職した場合、一括徴収が義務付けられています。また、国外へ転出する場合は、最後の給与支給時に一括徴収していただくようご協力をお願いします。

# 5 給与所得者異動届出書（転勤等で特別徴収義務者が変更になる場合）

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書			年度	1.現年度	2.新年度	3.両年度
米沢市長宛 令和 ×年 ×月 ×日提出		所在地 〒992-0012 米沢市金池5丁目2番25号	特別徴収義務者 指定番号 950000	宛名番号 180000	特別徴収義務者 指定番号 950000	950000		
フリガナ カナイケショウテン		氏名又は名称 株式会社 金池商店	所属 給与担当	氏名 山田一子	電話 0238-22-5111 (内線 2323)			
個人番号 XXXXXXXXXX		個人番号 XXXXXXXXXX	住所 〇〇市〇町1丁目1-1	住所 〇〇市〇町1丁目1-1	住所 〇〇市〇町1丁目1-1			
フリガナ ウミノ イチロウ	氏名 海野 一郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000	(イ) 徴収済額 6月から 9月まで 40,000	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 10月から 5月まで 80,000	異動年月日 令和×年 9月 3日	異動の事由 2 1. 退職 2. 転職 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他	異動後の未徴収 税額の徴収方法 (注) 1 1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人納付)	
1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号 969888	法人番号 333333333333	所在地 〇〇市〇〇2丁目2-2	フリガナ ウミノショウジュウゲンガイシャ	氏名 佐藤 一郎	電話 XXXX-XX-XXXX	受給者番号 10
2. 一括徴収の場合		理由 1. 異動が令和 ×年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が ×年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 ×年 ×月 ×日	(ア)の年税額から(イ)の徴収済額を差し引いた額を記入してください。				
3. 普通徴収の場合		理由 1. 異動が令和 ×年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. ×年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	連絡事項等	新勤務先への受給者番号があれば記入してください。税額通知の受取方法が電子の場合は、必須となります。				

特別徴収税額通知書に記載されている指定番号を記載します。市町村ごとに異なります。

異動者の税額を何月から何月まで徴収したかを記入し、その徴収済額を記入してください。

「1 特別徴収継続」退職する方が引き続き新勤務先特別徴収する場合、新勤務先で何月分から徴収し、納入するかを記入してください。

(ア)の年税額から(イ)の徴収済額を差し引いた額を記入してください。

●お願い  
新勤務先での特別徴収を継続する場合、トラブルを回避するため、予め新勤務先へ「月割額」「徴収開始月」の連絡調整をお願いします。

(注) 新年度分又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法  
 ① 新年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄は記載せずに、「1.特別徴収継続」欄に必要事項を記載してください。普通徴収されることを希望する場合、本欄及び各徴収方法は記載不要です。  
 ② 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄は異動年月日時点で現に特別徴収している特別徴収税額について記載してください。  
 ③ 両年度分の異動届出書を作成する場合における、現年度分及び新年度分それぞれの異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。  
 (現年度分) 本欄で選択した徴収方法。  
 (新年度分) 「1. 特別徴収継続の場合」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。

6 退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入内訳書(退職手当等に係る市県民税がある場合)

退職手当等に係る市県民税特別徴収税額納入内訳書											
(あて先)		住所(居所)又は所在地		米沢市金池5丁目2番25号				特別徴収義務者指定番号		950000	
米沢市長宛		氏名又は名称		株式会社 金池商店				連絡先		所属	
令和 X年 X月 X日提出										給与担当	
										氏名	
										山田一子	
										電話	
										0238-22-5111	
		人員		2		名		納入年月日		R X年 5月 10日	
								納入税額		296,600 円	
退職手当等の支払いを受ける者		退職手当等支払額		該当する事項があれば☑ してください		退職所得控除額の計算の基礎となる勤続期間 及び勤続年数 (1年未満の端数切上)		特別徴収税額 (100円未満の端数切捨)		摘要	
		退職金支払日									
住所		米沢市中央0丁目0-0		1,664,730 円		自 令和 2年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日		市民税 13,900 円			
フリガナ		ヨネザワ タロウ		生年月日				県民税			
氏名		米沢太郎		H2年5月5日		R5年 4月 10日		3 年		9,200 円	
住所		米沢市花沢町0丁目0-0		22,571,411 円		自 昭和 61年 4月 1日 至 平成 31年 3月 31日		市民税 164,100 円			
フリガナ		ヤマカゲ タハコ		生年月日				県民税			
氏名		山形花子		S45年6月6日		R5年 4月 13日		33 年		109,400 円	
										③について百円未満の端数が出た場合は切捨	
計算例 米沢太郎の場合				勤続年数20年以下		①退職所得控除額 400,000×3年=1,200,000		②退職所得の金額 (1,664,730-1,200,000)×1/2=232,365→232,000(千円未満切捨)		③特別徴収の金額 市民税 232,000×6%=13,900(百円未満切捨) 県民税 232,000×4%=9,200	
計算例 山形花子の場合				勤続年数20年超		①退職所得控除額 8,000,000+700,000×(33-20)年=17,100,000		②退職所得の金額 (22,571,411-17,100,000)×1/2=2,735,705→2,735,000(千円未満切捨)		③特別徴収の金額 市民税 2,735,000×6%=164,100 県民税 2,735,000×4%=109,400	
● 退職所得に係る分離課税は、退職											
● 特定役員等の場合は、市町村に特別											

## 特別徴収切替届出(依頼)書

(あて先)  米沢市長宛  令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	特別徴収義務者 指定番号		連絡先	所属	
		住所(居所) 又は 所在地	郵便番号		氏名	
		フリガナ				
		氏名又は 名称				
		法人番号				
		代表者名				
					電話	

下記の者について、   月分 ( 月 日納期限分) より特別徴収を希望します。

給与所得者	現住所	郵便番号					年税額		円	
	フリガナ					普通徴収	納付済額		円	
	氏名						※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	納付済期		期分 まで
	住所 (1月1日)					納税通知書番号				
	生年月日		受給者番号		異動年月日					
	連絡事項等									

### 注意事項

1. 特別徴収に切り替える税額を、二重で納付されることのないよう御注意ください。
2. 特別徴収の開始月は、届出書が提出締切日(毎月15日 ※1)までに受理した分は翌月から、16日以降に受理した分は翌々月からとなります。※1…15日が土日、祝日の場合はその直後の平日
3. 前職の事業所で退職の手続きが完了されていない場合、切替届出書の処理が保留になる場合があります。切り替えができるようになりましたら、通知を送付します。
4. 納税義務者用通知を電子で受け取る場合、受給者番号の記載が必須となります。

### 特別徴収へ切替できる普通徴収の納期と異動届受理日

異動届受理日	特別徴収へ切替できる普通徴収の納期			
	1期	2期	3期	4期
6月末日まで ※6/16～6/末	○ □振×	○	○	○
8月末日まで ※8/18～8/末	×	○ □振×	○	○
10月末日まで ※10/16～10/末	×	×	○ □振×	○
翌年1月末日まで ※1/16～1/末	×	×	×	○ □振×

給 与 支 払 報 告 収 入 特 別 徴 収 に 係 る 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書

				年度		1.現年度		2.新年度		3.両年度				
米沢市長宛 令和 年 月 日提出		給与支払者 特別徴収義務者		所在地		特別徴収義務者 指定番号								
				フリガナ		宛 名 番 号								
				氏名又は名称		担 連 当 者 先		所 属						
				個人番号 又は法人番号				氏 名		電 話		内線( )		
給与所得者	フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異 動 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法 (注)	
	氏 名								令和 年		1. 退 職 2. 転 職 3. 休 職 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 6. 合 併 7. そ の 他		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
	生年月日				□ 月から □ 月まで		□ 月から □ 月まで		□ 月 □ 日		□		□	
	個人番号										右から 番号を 記入		右から 番号を 記入	
	受給者番号										事由・理由 [ ]			
	1月1日 現在の住所													
異動後の 住所		※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。		円		円		円						

※退職者についても、翌年度分の給与支払報告書の提出をお願いします。

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号		新規		法人番号				新しい勤務先へは、月割額 _____円を				
	所在地				担 当 者 連 絡 先		所 属		□ 月分(翌月10日納入期限分)から				
	フリガナ				氏 名		電 話		徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	氏名又は名称								受給者番号				
								納入書の要否		□ 右から 番号を 記入	1.必要 2.不要		
								内線 ( )		(新規の場合のみ記載)			

2. 一括徴収の場合 ※1月1日から4月30日までの間に退職した従業員の未徴収税額は、一括徴収することが義務付けられています。

理由	□ 1.異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		□ 月分(翌月10日納入期限分)で	
	□ 2.異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日		円		納入します。	

3. 普通徴収の場合

理由	□ 1.異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		連絡事項等
	□ 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
	□ 3.死亡による退職であるため		

(注) 新年度分又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法  
 ① 新年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄は記載せずに、「1.特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。普通徴収されることを希望する場合、本欄及び各徴収方法欄は記載不要です。  
 ② 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄は異動年月日時点で現に特別徴収している特別徴収税額について記載してください。  
 ③ 両年度分の異動届出書を提出する場合における、現年度分及び新年度分それぞれの異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。  
 (現年度分) 本欄で選択した徴収方法。  
 (新年度分) 「1.特別徴収継続の場合」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。

**注意事項**  
 1. 異動届出書の提出が遅れた場合、退職者等の分が特別徴収義務者の滞納額になることや、事務処理の遅れにより納税義務者に一度に多額の市県民税の納付が発生するなどトラブルの原因となりますので、速やかに提出してください。  
 2. 従業員の方が退職し、出国される場合、一括徴収を積極的に御利用ください。また、一括徴収や出国前の納付が困難な場合、納税管理人の設定の手続きが必要になりますので従業員の方に御案内ください。

## 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

令和 年 月 日          米沢市長 宛	給与支払者     (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	
		住所(居所) 又は 所在地	〒 (電話 )
		(フリガナ) 氏名 又は 名称	
		法人番号	
		代表者の 氏名	
	連絡先	所属	
		氏名	
		電話	

変更事項		変更前	変更後
	フリガナ		
	氏名 又は 名称		
	住所(居所) 又は 所在地		
	電話番号		
変更事由	1. 氏名又は名称の変更 2. 住所(居所)又は所在地の変更 3. 合併 4. 特別徴収事務の一本化 5. 事務所等の廃止 6. その他 ( )		
	合併後に存続する 法人(合併法人)名称		
	合併後に使用する 特別徴収義務者指定番号	変更年月日	令和 年 月 日

◎特別徴収に係る書類の送付について、上記以外の場所を希望される場合は、下記の欄に送付先の名称・所在地を記入してください。

送付先	フリガナ		連絡事項等	
	氏名 又は 名称			
	住所(居所) 又は 所在地	(電話 )		

<b>注意事項</b>	1. 個人事業主の代表者変更の場合、手続きが必要です（法人の代表者の変更は手続き不要）。 2. 法人市民税の申告義務がある場合、別途法人市民税に係る変更等届出書の提出が必要です。（米沢市のホームページからダウンロードしてください。） 3. 事務処理上、指定番号が変わる場合がありますので御了承ください。
-------------	---



## ゆうちょ銀行の指定について

特別徴収税額を納入する際、東北6県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は右の指定通知書に「ゆうちょ銀行店名または郵便局名」及び「貴事業所名」をご記入のうえ、初回の納入の際、そのゆうちょ銀行直営店または郵便局に提出してください。

年 月 日

ゆうちょ銀行 店長 様  
郵便局長

米 沢 市 長  
(公印省略)

### 指 定 通 知 書

貴店・貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、米沢市の市民税・県民税（特別徴収税額）取扱機関に指定しましたので通知します。

承認番号	貯1第3113号
口座番号	02410-5-960031
加入者の名称	米沢市会計管理者
取りまとめ先	仙台貯金事務センター

事業所名

---

# 特別徴収でよくある問い合わせ

※市県民税・個人市民税・個人県民税・森林環境税

Q1

「特別徴収」とはこういった制度ですか？

A1

給与支払者が毎月の給与を支払う際に、市県民税を給与から天引きし、納入していただく制度です。

Q2

退職した従業員の名前が税額決定通知書に記載されて届きました。どうすればよいですか？

A2

◆給与所得者異動届出書をまだ提出していない場合  
↓至急提出してください。提出すると、特別徴収から普通徴収に切り替えられます。

Q3

特別徴収該当者で米沢市に給与支払報告書を提出したのに、米沢市の税額決定通知書に名前がありません。どうしてですか？

A3

◆給与所得者異動届出書をすでに提出している場合  
↓異動届の提出締切日、発送日を1ページの日程表①に掲載しています。確認してください。

Q4

給与支払報告書を提出する際、個人番号は必要ですか？

A4

◆その方の賦課期日(1月1日)時点の住所地を確認してください。なお、他市町村から通知書が届く場合があります。

Q5

給与所得者異動届出書・特別徴収切替届出書を提出しましたが、税額決定通知書が届きません。いつ頃届きますか？

A5

個人番号の記載は法令により義務付けられません。個人番号の記載がないと個人が特定できず、後日改めて照会させていただきます。

Q6

税額変更通知書が届きました。どういった理由で変更されたのですか？

A6

米沢市では、月に一度税額決定通知書を送っています。毎月の提出締切日までに提出していただいた場合、その月末に通知書を送ります。日程表は1ページをご覧ください。

Q7

税額変更通知書が届きましたが、納入書が入っていません。納入はどうしたらいいですか？

A7

◆納入書はペーパーレスの観点から変更後の金額での送付はしておりません。税額変更通知書の税額を確認していただき、当初お送りした納入書の金額を変更後の内容に訂正し、ご使用ください。ご協力をよろしくお願いいたします。

Q8

非課税の従業員が退職した場合でも給与所得者異動届出書の提出が必要ですか？

A8

非課税(徴収税額が0)の従業員や、市県民税を既に納入済の従業員についても、退職された場合には「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。税額変更があり、通知書が送付される場合がありますので、必ず提出してください。

Q9

従業員が退職したとき異動届出書を提出しないとどうなりますか？

A9

異動届出書の提出が遅れた場合、退職者等の分が特別徴収義務者の滞納額になることや、事務処理の遅れにより納税義務者に一度に多額の市県民税の納入が発生するなどトラブルの原因となりますので、速やかに提出してください。

Q10

特別徴収税額は、なぜ口座振替できないのですか？

A10

従業員の間があるため、毎月の振替金額に変動が出る場合があります。口座振替に適さないことから実施しておりません。税額に変更があり、通知を出した場合、納入書については、当初送付したものを訂正しての使用をお願いしておりますのでご協力をお願いします。

Q11

月割額を誤った金額で納めてしまいました。どうしたらいいですか？

A11

納税課管理担当へご相談ください。多く納入してしまっただけの場合、還付又は翌月の納入額で調整する等の処理になります。

Q12

「給与支払報告書」や「給与所得者異動届出書」を電子で提出したいと思っています。手続きはどこに聞けばいいですか？

A12

裏面にエルタックスに関する問い合わせ先や動画コーナーの掲載先を載せています。そちらにお問い合わせください。

